

学校教育・教職員への 信頼回復のために

教職員による児童生徒性暴力等の事案が全国的に後を絶ちません。性暴力を受けた子供たちは心身に深い傷を負い、これから的人生に重大な影響を及ぼします。このような教職員の行為は断じて許すことはできません。ごく一部の教職員による犯罪行為が、学校や教職員全体への信頼を著しく低下させ、残念ながら教職員の行動ひとつひとつに疑念の目が向けられている状況となっています。

私たちは今こそ教育者としての責任や自覚を改めて問い合わせる必要があります。以下に示す例は、文部科学省が児童生徒性暴力等の事案の発生を受けて、全ての教職員に対して順守を求めているものです。子供たちがより良い自分を求めて学び、幸せに生きていくために、一人一人が当事者意識をもち、再度全ての教職員が日々の言動や行動を見直してください。

端末使用

- ◆スマートフォン等の私的な端末で児童生徒を撮影しない
- ◆スマートフォン等の私的な端末を必要に教室等に持ち込まない
- ◆学校所有の端末でも許可無く画像を学校外に持ち出さない

私的連絡

- ◆児童生徒・保護者とメールやSNSによる私的な連絡をしない
- ◆個人のSNS、ブログ等に子供の情報を掲載しない

生徒指導

- ◆個別の指導は複数人で組織的に対応する
- ◆密室状態等、第三者の目の届きにくい場面をなくす

環境整備

- ◆教室・トイレ・更衣室等、常時点検を行う
- ◆カメラ等を設置できない環境を整える

心得

- ◆発達の段階に応じた距離感を保つようとする
- ◆指導の際に、誤解を招く行動は行わない
(励ますつもりで肩をもむ、不必要に頭をなでるなど)
- ◆教職員の私有車に児童生徒を同乗させない

参考資料

- ◇文部科学省 資料 『教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について』
- ◇群馬県教育委員会 研修動画
「教職員と児童生徒との適切な関係性の持ち方について」(YouTube限定公開)
- ◇群馬県教育委員会学校人事課 提供資料
 - ・服務規律の確保にかかるチェックリスト
 - ・体罰に関するガイドライン
 - ・学校におけるハラスメントの防止に関する指針
- 学校人事課 提供資料(県総合教育センターホームページ)

教職員による児童生徒性暴力等にかかる行為は原則懲戒免職となります